

2024年度 万博国際交流事業 事業委託仕様書

1. 委託事業名

万博国際交流事業

2. 事業の目的及び業務概要

大阪府では、世界から人が集まる万博の地元開催というチャンスを活かし、在関西総領事館や大阪府の友好交流先自治体等と連携し、大阪府内に所在する高等学校等の生徒等を対象に、各国の最新情勢や社会課題等をテーマにした交流、体験型の一連のプログラムを提供することで、若者の国際感覚の醸成、国際交流の裾野拡大及び万博への機運醸成に資する取組を実施する。

なお、本事業は内閣官房国際博覧会推進本部の「万博国際交流プログラム」※の枠組みを活用するものであり、実施にあたっては、同本部が策定する「万博国際交流プログラム推進要綱」等に留意する必要がある。

※万博国際交流プログラム…内閣官房では、大阪・関西万博を契機に、全国各地域において、地域住民と万博参加国・地域の関係者が、継続的に国際交流していくための枠組み「万博国際交流プログラム」を令和6年度から令和7年度にわたり実施する。具体的には、万博の理念や共通の課題等への理解を深めるための事前学習を含め、地域の住民等と交流相手国の万博関係者や出身者等とが継続的に交流していくため地方公共団体が交流相手国と行っていく事業に対し、支援を行うものであり、参加自治体は、交流計画の提出・国の審査を経て、登録・公表される。

交流計画の申請要件…計画期間中（令和8年3月末まで）に、次の（1）～（3）に掲げる全ての者と住民等との間で交流等を行う内容とする必要がある。

- （1）万博参加国・地域のナショナルデーのイベント参加、万博参加国・地域のパビリオンの準備・運営等に関わる者（例：相手国の政府代表や、万博に携わる大使館・領事館の職員、パビリオン職員等）
- （2）万博参加国・地域の関係者
- （3）万博の企画・運営等に関わる日本側の万博関係者

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/expo_suisin_honbu/topics/topics_r6_0119koubo.html

【事業概要】

	キックオフセミナー（1回）	コース別交流・体験（3回）	成果発表（1回）
内容	・総領事館及び友好交流先関係者による各国事情やパビリオンテーマ等の万博に向けた取組紹介 ・日本側万博関係者による万博の理念や内容等の紹介	・友好交流先国の留学生等との交流（各国の文化や共通の社会課題等（例：環境、ジェンダー平等）） ・プレゼン準備（取組を通じた学び、共通の社会課題の解決に向けた提案）	・プログラム成果の発表 （各コース毎に取組を通じた学びや社会課題の解決に向けた提案等）
場所	大阪市内		
実施形態	全体講義	コース別実施	全体成果発表
想定規模参加者	500名程度 （対象：府内高校生240名 聴衆：府民260名程度）	240名 30名（程度）×8コース※を想定（府内高校生）各コースそれぞれ3回（トータル24回：8コース×3回） （※府友好交流先国：中国、インドネシア、フランス、オーストラリア、アメリカ、イタリア、UAE、ベトナム）	500名程度 （対象：府内高校生240名 聴衆：府民260名程度）

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4. 委託上限額

7,791,300円(消費税及び地方消費税を含む) ※本事業を履行するすべての経費を含む

5. 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する事業は次の(1)～(3)となる。なお、業務の実施にあたっては、大阪府と十分に調整をすること。

- (1) 参加者の募集
- (2) プログラムの実施
- (3) 効果検証・評価

(1) 参加者の募集

参加者募集ちらしの作成及び本事業専用のウェブページや SNS (Instagram や Facebook) 等を立ち上げ、下記の参加者募集概要に基づき、参加者募集に係る案内を行うこと。なお、SNS 等の活用においては、SNS マナーを徹底した上で、適切に管理・運営を行うこと。また、ちらしの作成、ウェブページ及び SNS 等へ掲載する際には、事前に大阪府の承認を得ること。

【提案を求める事項】

・参加者の募集について、以下の提案項目①、②の具体的な提案を求める。また、以下の項目以外にも、必要と考えるものについては提案を求める。

- ① 参加者の募集方法
- ② 本事業の広報計画

・高校や生徒等との既存のネットワークや、他事業からの誘導可能性など、集客に資するリソースを有する場合は、具体的に記載すること。

- (例) -募集ちらしを自社が運営する教室等に参加する高校生等に配布し、周知を図る。
-自社が実施/受託する他事業と連携し、参加者を当事業に誘導する。

(参考) 参加者募集概要(予定)

(1) 対象者

ア) 大阪府内に所在する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程に在学中の生徒(以下「参加生徒」という。)

イ) 大阪府民

(2) 募集人数 ア)参加生徒 240名 イ)大阪府民 260名程度

- ・キックオフセミナー:500名程度(ア+イ)
- ・コース別交流・体験:ア)参加生徒 240名(30名程度×8コース)
- ・成果発表会:500名程度(ア+イ)

(3) 申込方法等

ア) 参加生徒 個人または学校単位のどちらの申込・参加も可能とする。なお、申込の受け付けは先着順とする。

イ) 大阪府民 個人での申込・参加とする。

(2) プログラムの実施

事業を通じて、参加生徒が国際的な観点から能動的に社会課題について学び、取組む力を培うとともに、国際交流の裾野を広げるため、以下①～③を一連のプログラムとして実施する。なお、各プログラムの参加者（参加生徒、大阪府民）から参加料等の費用徴収はしないものとする。

① キックオフセミナー（全体講義）の実施

参加生徒及び府民を対象に、参加者を一同に集め、全体セミナーを実施すること。実施に際し、以下の点に留意すること。

・セミナーには次の内容を取り入れること。

- 在関西総領事館[※]や大阪府の友好交流先関係者等による各国の万博に向けた取組の最新情勢等に関する講演等

- 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会やパビリオンの出展関係者等の日本側の万博関係者による万博の理念や内容紹介等

・配信等により当日の会場参加者以外も聴衆として参加できるよう工夫をすること（配信等視聴者も聴衆人数に含めて良い）。

・登壇者が日本語以外の言語で講演等を実施するときは、適宜通訳を配置すること。

※ 関西に設置する中国、インドネシア、フランス、オーストラリア、アメリカ、イタリア、ベトナムの総領事館との連携を想定。

② コース別交流・体験の実施（各コースそれぞれ3回以上、トータル 24 回：8 コース×3 回）

参加生徒が国別コース[※]に分かれ、その国の留学生等との交流を通じて、各国文化や社会課題について学び、体験するプログラムを実施すること。実施に際し、以下の点に留意すること。

・各コースの参加者は30名程度とする。

・各コースの参加人数にばらつきが生じず、なおかつ、希望者間の公平性を担保するようなコース割りの仕組みを確立すること。

・1コース30名の場合、5名程度の少人数グループに分け、1グループに最低1名の留学生等を配置すること（言語面のサポートとして、ポケットク等の通訳機器や通訳アプリを使用することが可能）。

（例：オーストラリアコース 30 名の場合、1グループ（5 名）×6グループ程度とし、各グループに最低 1 名、コース全体で 6 名以上のオーストラリア人留学生等を配置する）

・留学生等が、本事業の趣旨や目的及び自らの役割を十分に理解したうえで事業に参画できるよう、事前に留学生等に対し、適宜、説明会や研修会等を実施すること。

・参加生徒の能動的な参加を促すため、座学だけではなく体験型のコンテンツやディスカッション、ロールプレイング等の手法を取り入れるなど、工夫をすること。

・グループごとに、課題解決に向けた提案やプログラムを通じて学んだ成果をとりまとめ、成果発表会での発表に向けた準備を行うこと。

・プレゼンテーション力を強化するため、プレゼン手法に関する内容を盛り込むこと。

・あらかじめ発表する内容のテンプレートを作成するなど、スムーズな発表準備に向けて工夫すること。

・プログラム中の使用言語は原則日本語とし、各コースにプログラムの進捗管理、ファシリテーション等を行うコーディネーターを1名以上配置すること。

・1回あたり120分以上とすること。

※大阪府の友好交流提携自治体が属する国：中国、インドネシア、フランス、オーストラリア、アメリカ、イタリア、アラブ首長国連邦、ベトナム（以下「交流相手国」という。）の8コースを想定

③ 成果発表会の実施

事業の総括として、参加者が課題解決に向けた提案等を発表する成果発表会を実施する。成果発表会の実施に際し、以下の点に留意すること。

- ・各コースから1グループ以上に発表する機会を確保すること。
- ・円滑な発表会の実施に向け、事前に発表者のリハーサル等を実施すること。
- ・発表内容を聴衆やその他の参加者に分かりやすく示すために、適宜プロジェクター等の会場付帯設備を用意すること。

【事業全体の留意事項】

- ・ 在関西総領事館や大阪府友好交流先、日本側万博関係者等との連携やプログラムへの講師依頼、参画等については、大阪府と協議・調整を行いながら実施すること。
- ・ 受託者の管理下にある間、参加生徒等に生じる可能性のある急激かつ偶然な外来の事故に備え、傷害保険に加入するなど安全を確保できる体制をとること。
- ・ 会場設営、必要物品の調達及び搬出入、会場案内表示、参加者誘導、警備、記録写真の撮影、原状復帰などの運営全般を行うこと。

【提案を求める内容】

- ・ 本業務の趣旨・目的を正しく理解した上で、上記①②③を一連のプログラムとして、交流相手国の文化や社会課題に関する知見を織り交ぜつつ、相互に連携させた企画を具体的に提案すること。
- ・ 参加者の海外への興味喚起や、事業後の持続的な国際交流に向けた意欲向上に繋げる内容を提案すること。
- ・ 参加者の万博の理解促進や万博への機運醸成に繋げる内容を提案すること。
- ・ 参加生徒がプログラムの受講を通じ、各国文化や世界共通の社会課題について理解を深め、解決に向けて能動的に取り組む力を培うため、プログラムの効果的な実施方法について提案すること。
- ・ 参加生徒の興味を引く実施手法や、プログラム終了まで継続して受講することができるような仕組みを検討すること。
- ・ ①③について、国際交流関係者、教育関係者等にも訴求力のある内容となるよう、集客力のあるゲストの登壇や、成果発表会におけるコンペ形式の採用等、具体案がある場合は提案すること。
- ・ 本業務を効果的かつ円滑に実施できる実施体制について、「教員、スタッフ等の人員配置」及び「事業の実施体制」を具体的に提案すること。
- ・ 本事業に参画する留学生等との既存のネットワークを有する場合は、具体的に記載すること。
- ・ プログラムの実施スケジュール及び実施場所を具体的に提案すること。
- ・ 提案する手法が、効率的・効果的かつ実現可能である根拠を過去の実績等により示すこと。

※提案時点で、会場の予約や事前調整は不要。ただし、仮押さえを行うなど、実現可能性については担保しておくこと。

※キックオフイベント及び成果発表会を開催可能な収容人員500名以上の貸会場を有する大阪市内の府立施設として大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）や大阪府立労働センター（エル・おおさか）などがある。利用する場合の手続きは委託事業者で行うこと。

(3) 効果検証・評価

【成果指標】

- a) 国際交流・活動に関する関心が高まったとする参加生徒の割合：80%以上
- b) 高校生でも社会をよりよくしていけると回答する参加生徒の割合：50%以上
- c) 社会課題の解決に向けた提案数：40 提案以上

参加生徒、引率教員等に対し、上記成果指標 a,b を測定するためのアンケート調査を実施するとともに、これら調査の結果をとりまとめ、事業の効果検証・評価を行うこと。また、引率教員等に対し、プログラムで改善が必要と感じた内容及びその理由を調査するとともに、その結果を踏まえ履行期間中に可能な限り改善に繋げること。なお、アンケート内容については大阪府と打合せのうえ、決定することとする。上記成果指標 c に関しては、以下8に指定する「事業完了報告書」に取りまとめ、大阪府に提出すること。

6 プログラム実施にあたっての留意事項

- ・ 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・ 受託者は、具体的なプログラムの内容について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定し、原則契約締結後 14 日以内に業務実施計画書を大阪府に提出すること。
- ・ 事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。
- ・ コース別交流・体験の参加生徒が 192 名に満たなかった場合は、契約金額を定員 240 名で除した額に、240 名と参加生徒数の差数を乗じた額を委託費から減額する。

7 想定スケジュール

大阪府が想定するスケジュール例を以下のとおり示すが、時期や内容等について提案を制約するものではない。

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	★ 事業開始										★ 報告書提出
		← 広報・周知期間 →					← コース別交流・体験(3回) →				
		← 募集期間 →			← キックオフセミナー →				← 成果発表会 →		

8 事業完了後に大阪府へ提出するもの

受託者は、事業完了後、事業完了報告書及び成果物として本事業で作成したプログラム等(印刷物・データ等)一式を紙形式とPDFファイル形式の電子データで大阪府に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

9 著作権等の取り扱い

- ・ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は大阪府が保有する。
- ・ 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・ 本事業で作成するプログラム等(印刷物・データ等)に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

10 再委託について

採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア 業務の主要な部分を再委託すること。

イ 契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。

エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

11 個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）に基づき、適切に個人情報を取扱うとともに、必要な措置を講じること。

12 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。